別表第二第〇三・〇八項中「エキキヌス・エスクレントゥス」を「エキヌス・エスクレントゥス」に改める。

別表第二第一二・一一項中「もの及び」の下に「冷蔵し、冷凍し又は」を加え、同表第一二一一・九〇号中『

二	除虫菊	無税
(一)	生鮮のもの及び乾燥したもの	無税
(二)	その他のもの	三%

』を『に改め、同号の前に次の一号を加える。

一二一一・二〇	おたねにんじん	無税
二	その他のもの	無税

別表第二第一六〇四・一七号の次に次の一号を加える。

一六〇四・一八	ふかひれ	七・二%

別表第二第一六〇五・二一号から第一六〇五・四〇号までの規定中「単に」を「くん製したもの及び単に」に改め、同表第一六〇五・五一号から第一六〇五・五九号までを次のように改める。

一六〇五・五一	かき	
一	くん製したもののうち貝柱以外のもの	六・四%
二	その他のもののうち気密容器入りのもの	七・二%
一六〇五・五二	スキャロップ（いたや貝を含む。）	九%
二	その他のもの	七・二%
一六〇五・五三	い貝	
一	くん製したもののうち貝柱以外のもの	六・四%
二	その他のもの	七・二%
一六〇五・五四	いか	
二	その他のもののうち気密容器入りのもの	六・四%
一六〇五・五五	たこ	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	七・二%
一六〇五・五六	クラム、コックル及びアークシェル	
一	くん製したもののうち貝柱以外のもの	六・四%
二	その他のもの	七・二%
一六〇五・五七	あわび	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	七・二%
一六〇五・五八	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	七・二%
一六〇五・五九	その他のもの	
一	帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）	七・二%
(一)	その他のもの	六・四%
(二)	その他のもの	七・二%
二	その他のもの	
(一)	くん製したもののうち貝柱以外のもの	六・四%
(二)	その他のもの	八%

別表第二第一六〇五・六一号から第一六〇五・六九号までを次のように改める。

一六〇五・六一	なまこ	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	八%
一六〇五・六二	うに	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	八%
一六〇五・六三	くらげ	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	八%
一六〇五・六九	その他のもの	
一	くん製したもの	六・四%
二	その他のもの	八%
(一)	うに	八%
(二)	くらげ	八%
(三)	その他のもの	七・二%

別表第二第二〇六・〇〇号中「なし酒及びミード」を「梨酒、ミード及び清酒」に改める。

別表第三第一四項中「第四四〇七・一〇号」を「第四四〇七・一一号から第四四〇七・一九号まで」に改め、「第四四〇九・二一号の二」の下に「、第四四〇九・二二号の一若しくは二」を加え、「第四四一八・九〇号の一、第四四一九・〇〇号」を「第四四一八・九一号の一、第四四一八・九九号の一、第四四・一九項」に、「又は第四四二一・九〇号の三の㈡」を「、第四四二一・九一号の三又は第四四二一・九九号の二の㈡」に、「第四四一八・九〇号の二の㈡」を「第四四一八・九一号の二の㈡又は第四四一八・九九号の二の㈡」に改める。

別表第三第一五項中「第四四二一・九〇号の一」を「第四四二一・九一号の一」に改める。

別表第四第一四項中「又は」を「、第六三〇四・二〇号又は」に改める。

別表第五第一項中「第〇三〇二・四五号」の下に「、第〇三〇二・四九号の一」を、「第〇三〇二・八九号の一」の下に「、第〇三〇二・九九号の二の㈠」を、「第〇三〇三・五五号」の下に「、第〇三〇三・五九号の一」を加え、「第〇三〇三・九〇号の二」を「第〇三〇三・九一号の二、第〇三〇三・九九号の二の㈠」に改め、「第〇三〇五・五一号」の下に「、第〇三〇五・五九号の二の㈠」を加え、「第〇三〇七・二九号の一若しくは三」を「第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二」に、「又は第〇三〇七・七九号の一の㈠若しくは三の㈠」を「、第〇三〇七・七二号の一又は第〇三〇七・七九号の二の㈠」に、「第〇三〇二・九〇号の一」を「第〇三〇二・九一号の一」に改め、「第